

く、持ち帰り検討、更に協議を進めているものもあります。

要望・意見等はその場で回答できるもの、町に議会として要望、要請するもの、その他諸団体と協議が必要なものの、議会での議論が必要なもの等様々な対応が必要となります。随時広報紙（7月、10月の広報紙に記事を掲載）や議会ホームページ、議会報告会を通じて回答・報告を行いたいと考えています。

## 「およばれ懇談会」

### 1 商工会役員との懇談

鹿追町議会  
9月5日開催  
15名出席

**内容**

- ・プレミアム商品券による町の活性化
- ・国、道による発注工事に対する地元事業者の参入
- ・除雪、草刈り等の最低保障委託料のアップ

**議会として**

- ・プレミアム商品券は後日、議会へ要望書として提出され協議しました。
- ・地元事業者の参入は十勝が一体となつて対応する必要があるため、商工会でも組織として国・道に要望をあげて欲しい旨の提案を行いました。
- ・最低保障等の関係は議会として町へ要望書を提出しました。

### 2 町観光協会・道の駅しかおい、うりまく関係者の懇談

産業厚生常任委員会  
11月10日開催  
9名出席

**内容**

- ・道の駅の振興策
- ・観光振興策

**議会として**

- ・議会で実施した案内看板の調査の報告を実施しました。
- ・町の観光振興指針としての「観光振興条例」の検討を行いました。
- ・道の駅を中心とした観光の取り組み等について引き続き関係団体と協議を行う事を確認しました。



道の駅しかおい

## 第三者審議会の設置



第1回 第三者審議会

反省課題として  
今後の取り組みとして、町民の組織団体に気軽に開催の申し込みをしていただけるように呼びかけをするとともに、町民から頂きましたご意見やご提言について、迅速に対応できるよう取り進めます。

### 鹿追町議会基本条例

に基づく「鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会」（第三者審議会）を昨年9月9日に設置しました。

審議会は、5人の町民で構成（安藤輝雄会長）され、議員の定数・報酬はもちろん鹿追独自の議会活動のあり方や、議会システムまで多様な案件を議長の諮問に応じ審議をおこないます。

- ① 議会白書について
- ② 議会のインターネット中継配信について
- ③ 議会ホームページについて

答申は今年の8月31日までにされる予定です。

## 政務調査費の交付

政務調査費は地方自治法に基づき、議会議員の調査研究のために必要な経費の一部を条例に基づき交付するものです。

年額12万円を限度とし、規則に定める用途基準に従い、適正に使用しなければなりません。

また、政務調査費に係る調査報告書と収入及び支出の報告書、領収書等の提出等、厳格

な報告が義務づけられています。

更に、適正な運用を期するため順次、調査及び審査を行い、第三者審議会にその用途や調査研究の内容について諮問し、意見を求めることとしています。

本年度は総額約69万円の交付がありました。



政務調査費による講演会の開催

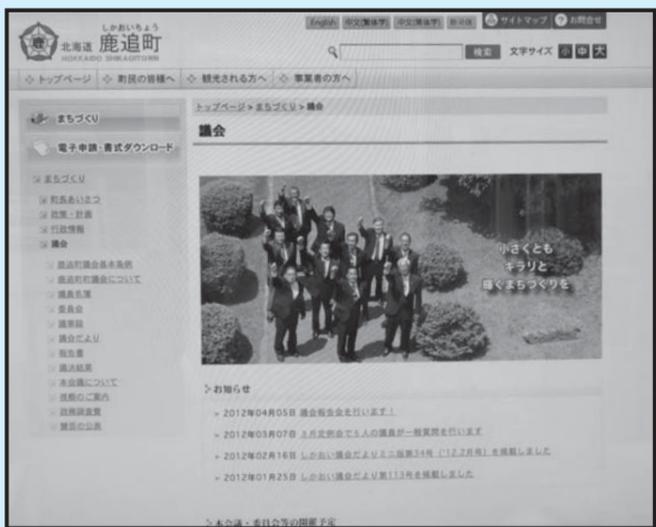
## 広報活動の充実

### 議会ホームページ

議会基本条例では、町民主体のまちづくりの一翼を担う機関としての役割を果たすため、議会における広報広聴を重要活動として位置づけ、情報を配信することが定められています。

昨年からは、議会広報紙、議会ホームページ、報告会等を通して可能な限りの情報を提供し広報広聴活動の充実に取り組んできました。

- 鹿追町議会基本条例
- 議員名簿
- 議事録
- 議会だより
- 委員会報告書
- 本会議について
- 議決結果
- 視察のご案内
- 政務調査費
- 賛否の公表



鹿追町ホームページ・議会トップページ

【URL】 <http://www.town.shikaoi.lg.jp/>

## 「1年でけいこう変わったしよ」



### つぶやき

■国民年金の納付率、56.5%。2014年には2人の納付者で1人の受給者を支えるこの数字どう思う？